

富加町農業用ビニールパイプハウス設置等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高収益な野菜等の生産振興及び道の駅の農産物直売所等への出荷を促進することにより、安定的な農業の担い手を育成するため、農業用ビニールパイプハウスの設置等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、富加町農林業振興事業補助金交付規則(平成19年富加町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象は、町内に住所を有する農業振興会、愛菜会、愛農会の入会者で、補助を受ける資材により生産された農産物を直売所等へ出荷する者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
新設又は増設する農業用ビニールパイプハウス類の資材購入及び設置工事の経費	補助対象経費の2分の1以内	10万円
農業用資材購入の経費	補助対象経費の2分の1以内	1万円

2 補助金の額は、前項の規定により算出した額とし、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

3 補助対象となる資材は、町内の圃場に設置するものに限るものとし、中古資材は補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、富加町農業用ビニールパイプハウス設置等事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、申請は補助対象経費の区分ごとに単年度で1回までとし、毎年1月1日から12月31日までの経費について、翌年の1月末までに申請するものとする。

- (1) 設置場所の位置図
- (2) 領収書の写し
- (3) 設置後の写真

(4) 出荷を証明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、富加町農業用ビニールパイプハウス設置等事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、交付の対象と認めない決定をしたときは、富加町農業用ビニールパイプハウス設置等事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、補助金の交付申請した者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、富加町農業用ビニールパイプハウス設置等事業補助金交付請求書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けようとする者が次の事項に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(書類、帳簿等の整備又は保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1. この告示は、公布の日から施行する。
2. 農業用ビニールパイプハウス設置事業補助金交付要綱(平成21年富加町告示第5号)は、廃止する。